広尾町告示第４７号

　広尾町高齢者の外出支援のための交通費の助成に関する実証事業実施要綱を次のように定める。

　　令和４年７月２１日

広尾町長　　村　瀨　　　優

　　　広尾町高齢者の外出支援のための交通費の助成に関する実証事業実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、高齢者にタクシー運賃及びバス運賃の一部を試験的に助成するとともに、利用状況等を調査、検証することで、本町における高齢者の新たな外出支援を検討することを目的とする。

　（対象者）

第２条　この要綱による交通費の助成を受けることができる者は、広尾町に住所を有する満７５歳以上の高齢者で、町税、都市計画税及び国民健康保険税を完納している者とする。

　（助成の申請）

第３条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広尾町高齢者の外出支援のための交通費の助成に関する申請書（別記第１号様式）により町長に申請しなければならない。

　（助成の決定）

第４条　町長は、前条の申請書を受理した場合は、助成の可否を決定し、広尾町高齢者の外出支援のための交通費の助成決定（却下）通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

　（助成の方法）

第５条　町長は、前条の規定により助成を決定したときは、申請者の居住する行政区域に応じ次の表に掲げる額に相当する広尾町高齢者交通費助成券兼利用者証（別記第３号様式）（以下「助成券兼利用者証」という。）を申請者に交付するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 行政区域 | 交付額 |
| 上浜、入舟町、会所、防人、緑町、朝日、５丁目～１３丁目、駅前、つつじが丘、北樺、栄町、こぶしが丘、並木町、丸山５丁目、桜が丘、丸山南７丁目、公園、錦町、錦通、茂寄 | 月額1,500円 |
| 山フンベ、中広尾 | 月額2,000円 |
| 桜、新生 | 月額2,500円 |
| 音調津、野塚市街 | 月額3,000円 |
| 野塚、豊似市街、 | 月額3,500円 |
| 紋別、東豊似 | 月額4,000円 |

２　前項の規定により助成券兼利用者証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、令和４年８月１０日から令和４年１１月９日までの期間において、助成券兼利用者証を利用することができる。

　（交通事業者）

第６条　利用者は、次の各号に掲げる交通事業者において助成券を使用することができる。

　（１）タクシー事業者　広尾タクシー㈲、㈲港タクシー

　（２）バス事業者　十勝バス㈱、ジェイアール北海道バス㈱

　（利用方法）

第７条　利用者が前条に規定する交通事業者による交通サービスを利用するときは、運賃支払いの際に利用者証を提示し、助成券により運賃の割引を受けることができる。

　（利用資格の喪失）

第８条　利用資格は、次の各号のいずれかに該当した日をもって喪失する。

　（１）死亡したとき。

　（２）広尾町民でなくなったとき。

　（届出の義務）

第９条　利用者は、次の各号に該当したときは、広尾町高齢者の外出支援のための交通費の助成変更・喪失届（別記第４号様式）により、その旨を町長に届けなければならない。

　（１）住所が変わったとき。

　（２）氏名が変わったとき。

　（３）前条に定める事由により、利用資格を喪失したとき。

　（譲渡の禁止）

第10条　利用者は、当該助成の権利を第三者に譲渡してはならない。

　（助成券の回収及び助成金の返還）

第11条　町長は次の各号に掲げる事項が生じたときは、利用者から助成券及び利用者証を回収し、助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

　（１）助成券の利用資格、氏名等を偽って利用する等、不正行為によって利用し

　　　たとき。

　（２）利用者が届出義務を履行しないで、この助成券を使用したとき。

　（３）利用者が第２条に掲げる対象者の該当要件を満たすことが出来なくなった

　　　とき。

　（助成券の再交付）

第12条　利用者は、助成券を汚損し、又は亡失したことによりその再交付を受けようとするときは、広尾町高齢者の外出支援のための交通費の助成再交付申請書（別記第５号様式。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、再交付申請書の提出があった時は、次の各号に定める方法によりその内容を審査のうえ助成券を再交付するものとする。

　（１）助成券を汚損した場合は、汚損した助成券と引き換えに、その残額と同額

　　　の新たな助成券を再交付する。

　（２）助成券を亡失したときは、利用状況を調査のうえ、利用額を差し引いた額

　　　と同額の新たな助成券を再交付する。

３　町長は、前項の規定により助成券を再交付したときは、汚損又は亡失した助成券について、失効した旨を第６条に定める交通事業者へ通知しなければならない。

　（交通事業者からの請求）

第13条　交通事業者は、助成券の利用があったときは、請求書に助成券を添えて、翌月末日までに助成金額を町長へ請求するものとする

　（交通事業者への支払）

第14条　町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交通事業者に対し３０日以内に当該請求額を支払うものとする。

　（利用状況に係る情報の収集）

第15条　町長は、交付した助成券兼利用者証に係る利用状況等の情報について、利用者から同意を得たうえで必要に応じ交通事業者から入手することができる。

　（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は、令和４年７月２１日から施行する。

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。